

# 茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱

〔園農第2704号〕  
〔令和5年3月23日〕

改正 令和6年3月29日 園農第3138号

改正 令和7年3月17日 園農第3315号

(趣旨)

第1条 知事は、茶業の振興を図るため、茶生産農家等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表1のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。

3 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とす

る。

規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や2者以上による見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第6条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付された場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号又は第5号のとおりとする。

(事業実施状況の報告)

第7条 補助事業者は、事業を実施した年度の翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況について、様式第7号により6月30日までに知事に報告するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

2 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得金額が10万円以上の財産とする。

3 規則第22条第3号に規定する財産は、この要綱に規定する園芸農業において政策的に特に必要な資材等とする。

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づいて提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センターを経由しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度から適用する。

附 則 この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和7年度から適用する。

別表1 (第2条第1項関係)

区分	対象経費	補助事業者	採択要件	補助率等	重要な変更	
茶生産力強化対策	①中切り更新園への石灰窒素材の施用	石灰窒素材若しくは、以下の成分を保証及び含有する化成肥料を中切り後の茶園に施用するのに要する経費 【保証成分】窒素全量 15%、く溶性リン酸 1.0%、く溶性苦土 2.0% 【含有成分】アルカリ分 38~42%	茶生産者が組織する団体。ただし、次の要件を満たすこと。 ・県内に居住する5戸以上の茶生産者を含むこと ・代表者の定めがあること ・組織及び運営についての規約の定めがあること	1 10a以上の茶園において、中切り更新を行うこと。 2 過去に同様の事業による助成を受けている圃場を除くこと。また、事業実施年度に他事業による助成を受けていないこと。	4,500円/10a(定額)。 ただし、1補助事業者当たりの補助金上限額を45千円とする。	1 補助金額の増減 2 事業内容の追加又は廃止
	②新改植時のセル苗導入	セル苗を活用した茶樹の新植・改植により早期成園化を図るために要する経費	・代表者の定めがあること ・組織及び運営についての規約の定めがあること	1 10a以上の茶園において、セル苗を用いた新植・改植を行うこと。	1/2以内 ただし、1補助事業者当たりの補助金上限額を1,000千円とする。	3 補助事業の中止
	③高品質茶生産に係る有機質等肥料の施用等	高品質茶生産のための有機質等肥料の施用に要する経費及び品評会等への出品等経費 ただし、品評会等への出品経費は、日本茶アワード等のコンペティションに出品に要する経費とする	・組織及び運営についての規約の定めがあること	1 10a以上の茶園において、有機質等肥料の施用による高品質茶生産を行うこと。 2 1で有機質等肥料を施用した茶園については品評会等への出品を行うこと 3 事業実施年度に他事業による助成を受けていないこと。	1/2以内。 ただし、有機質等肥料の施用については補助金上限額を10a当たりの32.5千円、1戸あたり補助上限を75.0千円とする。 また、品評会等への出品等経費については、1出品あたり12千円を上限とする。	4 補助事業者の変更
茶加工体制強化対策	④生葉の流動化による効率的な荒茶加工	複数の茶工場が連携し、効率的な荒茶加工を行うために生葉を集約するモデル茶工場の設置に要する経費 ただし、補助金額については、新たに加工受け入れを行った生葉が茶期ごとに摘採された延べ面積に補助単価を乗じた金額とする。	茶生産者及び自ら茶加工を行う法人等が組織する団体。ただし、次の要件を満たすこと。 ・県内に居住する2戸以上の茶生産者を含むこと ・代表者の定めがあること ・組織及び運営についての規約の定めがあること	1 県内の茶生産者等が所有する2箇所以上の茶工場間において、荒茶加工の集約を図ること。また、取組を3年間以上継続する意向があること。 2 1ha以上の茶園において摘採した生葉の加工を集約すること。 3 加工委託及び受け入れを行うそれぞれの茶生産者等を含めた検討会を実施し、生産体制や栽培方法等について話し合いを実施すること。	1年目20千円/10a(定額)。 2年目10千円/10a(定額)。 ただし、1補助事業者当たりの補助金上限額を1年目は1,000千円、2年目は500千円とする。	
	⑤効率的な荒茶加工による生葉摘採面積拡大	効率的な荒茶加工により、茶生産者等が摘採面積を拡大し、荒茶生産量の増加を図るのに要する経費 ただし、補助金額については、拡大した茶期ごとの延べ摘採面積に補助単価を乗じた金額とする。	・代表者の定めがあること ・組織及び運営についての規約の定めがあること	1 区分④の取組を実施すること。 2 10a以上の茶園において摘採面積の拡大を行うこと。 3 過去2年間に摘採を行っていない茶園において、(茶期ごとに区分し)摘採を再開し、荒茶生産量の増加を図ること。	14千円/10a(定額)。 ただし、1補助事業者当たりの補助金上限額を700千円とする。	
	⑥輸出茶専用工場設置支援	輸出対応防除層に基づいて生産された生葉を集約し、荒茶加工を行う専用工場の設置にかかる経費 ただし、補助金額については、加工受け入れを行った生葉が茶期ごとに摘採された延べ面積に補助単価を乗じた金額とする。	・組織及び運営についての規約の定めがあること	1 区分④の取組を実施すること。 2 輸出対応防除層又は有機栽培により生産された茶を集約して荒茶加工する茶工場を設置すること。 3 茶期ごとに輸出向け又は有機栽培茶の専用工場として稼働させること。	8千円/10a(定額)。 ただし、1補助事業者当たりの補助金上限額を400千円とする。	
【共通】	1 別表2に定める成果目標を設定し、達成の見込みがあること。 2 補助事業者の受益者全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画(園芸産地888計画)の見直しについて(令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知)に定めるさが園芸農業振興産地計画の農家構造調査表に位置付けられていること、または策定をしていること。 3 補助事業者の受益者全てが参考様式1号の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け)」に記載の取り組みを行い、計画申請時及び事業実施状況報告時(目標年度の翌年度の6月末まで)に提出すること。 4 目標年度は事業実施年度から3年後とする。 5 ①、④、⑤及び⑥における事業対象面積は、1a単位とし、小数点以下切り捨てとする。					

別表2

区 分	成果目標を選択可能なメニュー (別表1の区分による)	内 容
(A) 10a 当たりの単収増加	①中切り更新園への石灰窒素材の施用 ④生葉の流動化による効率的な荒茶加工 ⑤効率的な荒茶加工による生葉摘採面積拡大	補助事業者全体の目標年度の生葉収量が事業実施前年度から3割以上増加
(B) 荒茶販売単価の向上	①中切り更新園への石灰窒素材の施用 ③高品質茶生産に係る有機質等肥料の施用等	補助事業者全体の目標年度の荒茶販売単価が事業実施前年度から5%以上増加
(C) 荒茶1kg当たりの加工コスト低減	④生葉の流動化による効率的な荒茶加工 ⑤効率的な荒茶加工による生葉摘採面積拡大	補助事業者全体の目標年度の荒茶加工コストが事業実施前年度から3%以上低減 ※荒茶加工コストには原材料費及び減価償却費を除く
(D) 輸出対応荒茶の生産拡大	⑥輸出茶専用工場設置支援	補助事業者全体の目標年度の輸出対応荒茶生産量が事業実施前年度から10%以上増加又は1トン以上増加
(E) 栽培面積の拡大	②新改植時のセル苗導入	補助事業者全体の目標年度の茶栽培面積が事業実施前年度から5%以上又は10アール以上増加
(F) 主要品種率の低減	②新改植時のセル苗導入	補助事業者全体の目標年度の主要品種率が事業実施前年度から5%以上低減 ※主要品種率は「やぶきた」栽培面積を茶栽培面積全体で除し100を乗じた数とする。

様式第1号

番  
令和 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業費補助金交付申請書

令和 年度において、標記事業を実施したいので、茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 誓約書（別紙2）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の役職、氏名及び代表者の生年月日〕

団体名

役職

（ふりがな）

代表者氏名

生年月日（昭和・平成） 年 月 日

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、茶生産販売対策強化事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用場合があります。

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった茶生産販売対策強化事業費補助金について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容（様式第1号別紙1のとおり）

- （注）1 金額の変更のない変更申請の様式は、[ ]分を消去すること。  
2 変更の内容が分かるように、様式第1号別紙1の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。  
3 添付書類については、変更があったものに限り添付すること。

様式第3号

番  
令和 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった茶生産販売対策強化事業費補助金について、標記事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 実績報告書（様式第1号別紙1）

（注1） 実績報告書は、交付申請書又は変更承認申請書から金額等に変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け第 号で額の確定通知があった茶生産販売対策強化事業費補助金として、下記金額を交付されるよう茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

【補助金振込先】

金融機関名（支店名）	
口座種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

（注1）精算払で交付する場合の様式である。

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった茶生産販売対策強化事業費補助金として、下記金額を交付されるよう茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

【補助金振込先】

金融機関名（支店名）	
口座種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(注1) 概算払で交付する場合の様式である。

(注2) 別紙3「請求額計算書」を添付すること。

## 別紙3

## 請求額計算書

区分		事業費 (円)	県補助金 (円) (A)	既受領額 (円) (B)	今回請求額 (円) (C)	残 額 (円) (A-(B+C))	事業完了の 有無	備考
茶生産力 強化対策	①中切り更新園への石灰窒 素材の施用							
	②新改植時のセル苗導入							
	③高品質茶生産に係る有機 質等肥料の施用等							
茶加工体 制強化対 策	④生葉の流動化による効率 的な荒茶加工							
	⑤効率的な荒茶加工による 生葉摘採面積拡大							
	⑥輸出茶専用工場設置支援							
合計								

(注1) 事業完了確認に伴い、変更承認申請を要さない変更により、事業費等が変更となった場合は、補助金交付申請額( )で上段に、変更後の額を下段に記載すること。

(注2) 事業完了の有無の欄は、補助金交付請求書提出日までに事業完了確認(見込み含む)ができた場合には「○」を、確認できていない場合は「×」を記入すること。

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度茶生産販売対策強化事業費補助金について、茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額<br>(令和 年 月 日付け 第 号による<br>額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                                    | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                                   | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |

佐賀県知事 様

申請者住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度茶生産販売対策強化事業の事業実施状況について

茶生産販売対策強化事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	現状 事業実施年度 ( 年度)	1年目 ( 年度)	2年目 ( 年度)	目標 ( 年度)
(交付申請の際に設定した成果目標を記入)				
達成していない場合の改善方策				

注1 複数年にわたって継続した取組を実施した場合は、事業実施最終年度を「実施年度」として記載すること  
注2 別紙の参考様式1号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスの取り組み状況等を報告すること。

参考様式1号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

受益者名  
団体名

分類	番号	内容	申請時（現状） （ 年度）	申請時（目標） （ 年度）	1年目 （ 年度）	2年目 （ 年度）
(1)	①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	⑤	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を 活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記 録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	⑬	プラ等廃棄物の低減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を 活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注) 各項目のうち該当するものについて□欄に✓を、該当しない場合は□欄に／（斜線）を記入すること。

参考：表の分類は下記による。

- (1) 適正な施肥
- (2) 適正な防除
- (3) エネルギーの節減
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- (6) 生物多様性への悪影響の防止